

(法第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)  
 第一条の二 法第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練及び就労移行支援とする。  
 第二条の次に次の五條を加える。  
 (法第五條第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第一条の二 法第五條第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次條に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をする障害者であつて、常時介護を要するものとする。  
 (法第五條第五項に規定する厚生労働省令で定める施設)  
 第一条の三 法第五條第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。  
 (法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第一条の四 法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次條に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。  
 (法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)  
 第二条の五 法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次條に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。  
 (法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の六 法第五條第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。  
 第三条中(昭和二十二年法律第百六十四号)を削る。  
 第五条を次のように改める。  
 (法第五條第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五條第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設その他の次條に定める便宜の供与を適切に行つことができる施設とする。  
 第六条中「保護」を「支援」に改め、第一章中同條の次に次の十三條を加える。  
 (法第五條第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五條第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。  
 (法第五條第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)  
 第六条の三 法第五條第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。  
 (法第五條第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五條第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。  
 (法第五條第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五條第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行つ入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。  
 一 生活介護を受けている者  
 二 自立訓練又は就労移行支援(以下この号において「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて訓練等を受けることが困難なもの

(法第五條第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)  
 第六条の六 法第五條第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。  
 一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。)(一年六月間)  
 二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。)(二年間)(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、三年間)  
 (法第五條第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の七 法第五條第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。  
 一 自立訓練(機能訓練) 身体障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)(につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所(法第三十六條第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。))又は当該身体障害者の居宅において行つ理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援  
 二 自立訓練(生活訓練) 知的障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。))又は精神障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)(につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行つ入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援  
 (法第五條第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の八 法第五條第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次條に規定する便宜を供与する場合には、三年又は五年とする。  
 (法第五條第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五條第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。  
 (法第五條第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五條第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。  
 一 就労継続支援 A 型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行つ雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援  
 二 就労継続支援 B 型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行つ就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援  
 (法第五條第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五條第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五條の十において「介護者」という。)(に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導障害者等、障害児の保護者又は介護者及び市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九條第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。